入　札　説　明　書

支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長
倉重　泰彦

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があればこの入札説明書を了知の上、入札に参加されたい。なお、本事業は、令和９年度予算に係る事業を含むことから、令和９年度入札に係る落札及び契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

記

１．競争入札に付する事項
（１）　件　　名　　令和９年外国雑誌の購入
（２）　仕様・規格　　仕様書のとおり
（３）　数　　量　　仕様書のとおり
（４）　納 入 期 限　　令和９年３月 31 日（水）及び令和 10 年１月 31 日（月）
（５）　納 入 場 所　　農林水産政策研究所

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（３）　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
（４）　５の(２)の提出書類の受領期限の日から、６の(２)の入札執行の日までの間において、農林水産政策研究所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（５）　入札説明書の交付を受けた者であること。

３．入札方法
本体価格のほか、購入に要する一切の経費を含めた総価により入札に付する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額を入札書に記載すること。
また、落札した者は担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

４．入札説明会
入札説明会は実施しない。
なお、本入札について、不明点がある場合には、12 の問い合わせ先に連絡すること。

５．証明書の提出期限及び提出場所並びに提出方法
（１）　提出書類　　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
（２）　提出期限　　令和８年 11 月 18 日（水）　15 時
（３）　提出場所　　〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
農林水産政策研究所会計課（中央合同庁舎第４号館 12 階、ドア№1217）
（４）　提出方法　　原則、件名に【080381】を付した電子メールによる送付とする。
なお、郵便、信書便又は持参による提出も可とする。
※メールアドレス：seisakuken_youdo@maff.go.jp
※郵便・信書便の場合は、書留郵便等、配達の記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。

６．入札執行の場所及び日時

（１） 場　　所　農林水産政策研究所セミナー室
（中央合同庁舎第４号館９階　ドア No.929）
（２） 入札執行日時　令和８年 11 月 19 日（木）　15 時
※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達の記録が残る方法で送付し、令和８年 11 月 18 日（水）17 時までに、５の（３）の提出場所に必着すること（電子メール送信、ＦＡＸ等は不可）
なお、当該入札を代理人をもって行う場合には、委任状を必ず提出することとする。

７．入札の無効
本入札説明書に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

９．契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

10．入札保証金及び契約保証金
免除する。

11．契約書等作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12．問い合わせ先
（契約に関する照会窓口）
農林水産政策研究所会計課
メールアドレス：seisakuken_youdo@maff.go.jp
電　話　０３－６７３７－９０２４（直通）
（仕様に関する照会窓口）
農林水産政策研究所広報資料課
メールアドレス：seisakuken_youdo@maff.go.jp
電　話　０３－６７３７－９０９４（直通）

13．その他
（１） 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
（２） 本入札説明書に記載のない事項は入札心得による。

お知らせ
１　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実を Web サイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。 詳しくは当所の Web サイト（農林水産政策研究所における発注者綱紀保持対策について）をご覧下さい。
２　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入　札　心　得

（総則）

第１条　農林水産政策研究所長（以下「所長」という。）の所掌に属する物品の製造その他の請負契約又は物品の買い入れその他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第２条　入札参加者は、あらかじめ入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

２　入札参加者は、入札書（別紙様式第１号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書に示した日時までに入札しなければならない。

３　郵便をもって入札する場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便で提出しなければならない。

４　第３項の入札書は、入札の公告に示した時刻までに到達しないものは無効とする。

５　入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

６　入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第２号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

７　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

８　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

９　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「令」という。）第７１条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間、入札代理人とすることができない。

10　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第３号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札参加の取りやめ）

第３条　入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度入札を行う場合も、また同様とする。

２　前項の場合において、入札参加者は、入札辞退届（様式第４号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、入札辞退届（様式第４号）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

３　入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第６条　開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち会わせて行うものとする。

（無効の入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　委任状を持参しない代理人のした入札

三　記名を欠く入札

四　金額を訂正した入札

五　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

六　同一事項の入札について、同一人が２通以上した入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

七　入札書の提出期限後に到達した入札

八　暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第３号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

九　その他入札に関する条件に違反した入札

２　入札書提出後、落札者を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

一　配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二　入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

三　令第 86 条第１項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

四　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき

五　前項の事実が判明したとき

（入札書等の取扱い）

第７条の２　提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（再度入札）

第８条　開札をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合第１回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3　第１項の入札には、第７条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
4　郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（落札者の決定）
第９条　入札をした者のうち、令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
2　入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

（落札となるべき入札をした者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 10 条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）
第 11 条　落札者は、契約書を作成するときは、所長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを所長に提出しなければならない。ただし、所長がやむをえないと認めるときは、この期間を延長することができる。
2　所長は、落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立）
第 12 条　入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）
第 13 条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別紙様式第１号（第２条第２項）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人氏名　　）
（復代理人氏名　　）

金　　円也

金額内訳	令和８年度分	円
	令和９年度分	円

ただし、令和９年外国雑誌の購入の代金額について、上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

備考：入札書に記載の金額は、消費税額及び地方消費税額を含む金額である。

［注意］
1　提出年月日は必ず記入のこと
2　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3　見積もった契約金額を入札書に記載すること。
4　金額の訂正はしないこと。
5　再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6　（　　）内は、代理人または復代理人が入札するときに使用すること。
7　委任状と別葉にすること。
8　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４版とし、縦長に使用すること。

別紙様式第２号（第２条第６項）

委　　任　　状

私は、　　を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官農林水産政策研究所長の発注する令和９年外国雑誌の購入に関し、下記の権限を委任します。

記

・　入札及び見積に関する一切の権限
・　（復代理人の選定に関する一切の権限）

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

（代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理人氏名）

支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長　殿

［注意］　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４版とし、縦長に使用すること。
復代理人を選定する場合は、代理人への委任状と、復代理人への委任状を提出すること。その際、適宜カッコ内を記載すること。

別紙様式第３号（第２条第 10 項）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙様式第４号（第３条第２項）

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人氏名　　）
（復代理人氏名　　）

令和９年外国雑誌の購入

上記について、都合により入札を辞退します。

［注意］　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

封印用封筒及び郵便入札用内封筒記載例

（表）

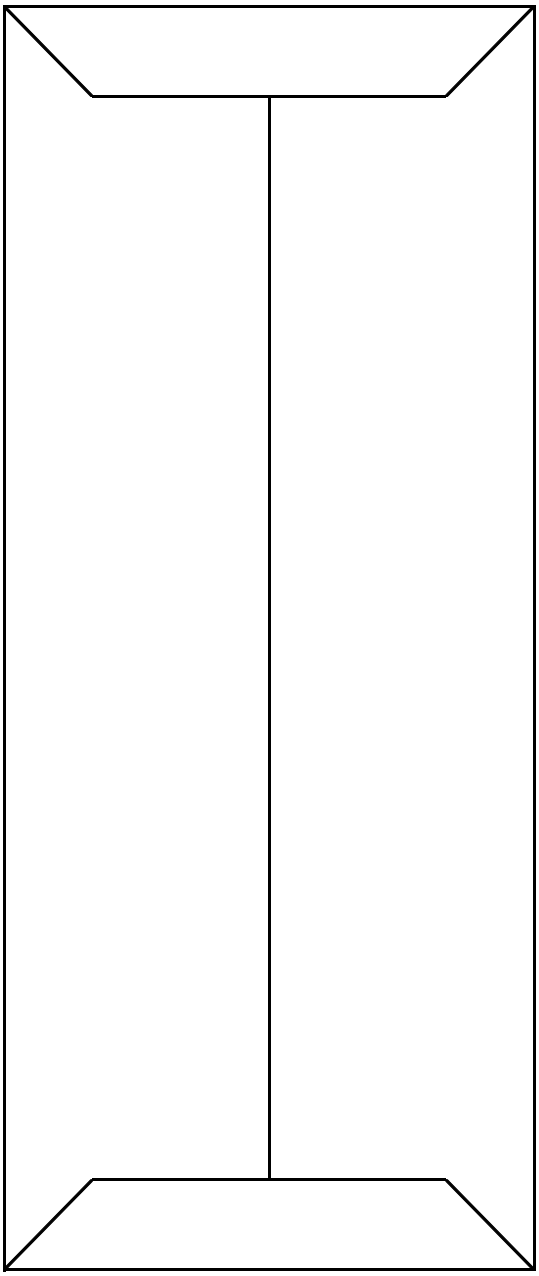
支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長あて

「令和９年外国雑誌の購入」

令和８年11月19日午後３時00分　開札

商号または名称
住所
電話番号

（裏）



仕 様 書

１ 件名
令和９年外国雑誌の購入

２ 目的
農林水産政策研究所図書館の所蔵資料として閲覧等に供するため、外国雑誌発行会社と購読契約（雑誌に付属する電子ジャーナルの利用を含む。）し、当該契約の履行が適切に確保されることを目的とする。

３ 規格・数量
別紙内訳書に示す物品について、農林水産政策研究所のネットワークに接続する端末から電子ジャーナルを利用（閲覧等）できるようにし、指定された冊子体（電子ジャーナル附属）の納入を行うものとする。

４ 納入場所
東京都千代田区霞が関３－１－１ 中央合同庁舎第４号館
農林水産政策研究所 図書室（ドア番号 904）

５ 納入期限
・契約日から令和９年３月３１日まで
・令和９年４月１日から令和 10 年１月 31 日まで

６ 納入物品
受注者は仕様書に定める物品について、当該物品の発行会社と年間購読契約が成立した際には、その旨を農林水産政策研究所に書面をもって報告をするものとする。

７ 契約金額
契約金額は、リバースチャージ課税対象額を除く課税取引分にかかる消費税額を加算した金額とする。

８ 検査
受注者は業務完了後に発注者へ報告書を提出し、発注者が指定する職員の検査を受けるものとする。

９ 環境負荷低減に向けた取組
（１）環境関係法令の遵守以外の事項
受注者は、業務の提供にあたり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両、機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビス・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）に努めること。
イ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

ウ　物品の調達にあたっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

エ　みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

~~1~~0　そ　の　他

（1）受注者は、発注者が保有する当該雑誌に係る購読権の行使が完了するまでの間、物品の未着、発行予定の変更等に関するクレーム処理について、誠意を持って速やかに対応を行うこと。

（2）受注者は、発注者が電子ジャーナルを利用する期間中、閲覧内容の変更や不具合等に関するクレーム処理について誠意を持って速やかに対応を行うこと。

（3）受注者は、物品等の未着、発行予定の変更等により、購入する物品数に変更が生じる場合は、遅滞なくその旨を発注者へ報告を行い、その指示を受けること。

（4）本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合には、速やかに発注者へ協議すること。

（5）受注者は不測の事態により、業務の進行が困難になった場合には、遅滞なくその旨を発注者へ連絡しその指示を受けること。

令和8年度及び令和9年度（令和9年分） 外国雑誌一覧

仕様書別紙

番号	書名	発行国	出版社	ISBN	刊行頻度	数量	単位	納入形態	備考
1	Journal of the American Statistical Association	USA	American Statistical Association	01621459	Q	1	種	OJ	
2	Agribusiness : an international journal	USA	Wiley	07424477	4N	1	種	OJ	
3	Agricultural Economics : the journal of the International Association of Agricultural Economists	USA	Wiley	01695150	6N	1	種	OJ	
4	The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics	AUS	Wiley	1364985X	4N	1	種	OJ	
5	Econometrica : journal of the econometric society	GBR	Wiley	00129682	6N	1	種	OJ	
6	Journal of Regional Science	USA	Wiley	00224146	5N	1	種	OJ	
7	Sociologia Ruralis : journal of the European Society for Rural Sociology	GBR	Wiley	00380199	4N	1	種	OJ	
8	American Journal of Agricultural Economics	USA	Wiley	00029092	5N	1	種	OJ	
9	Applied Economic Perspectives and Policy	GBR	Wiley	20405790	4N	1	種	OJ	
10	Journal of Agricultural Economics	GBR	Wiley	0021857X	3N	1	種	OJ	
11	Eurochoice	GBR	Wiley	14780917	3N	1	種	OJ	
12	The RAND Journal of Economics	USA	Wiley	07416261	Q	1	種	OJ	
13	Canadian Journal of Agricultural Economics	USA	Wiley	17447976	4N	1	種	OJ	
14	The Journal of Development Studies : a quarterly journal devoted to economic, political and social development	GBR	Taylor & Francis	00220388	12N	1	種	OJ	

売　買　契　約　書（案）

１　件　　名　　令和９年外国雑誌の購入

２　規格・仕様　　別紙内訳書のとおり

３　数　　量　　別紙内訳書のとおり

４　契約金額　　金　　円
（うちリバースチャージ対象の額　　円）
（うち消費税率10％に係る課税対象の額　　円）
（うち消費税率10％に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

５　履行期限　　令和９年３月３１日

６　履行場所　　農林水産政策研究所

７　検査場所　　農林水産政策研究所

８　契約保証金　　免除

上記の品名について、支出負担行為担当官　農林水産政策研究所長　倉重　泰彦（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と、○○○○（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年１１月●日

甲　　東京都千代田区霞が関３－１－１
支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長　　倉重　泰彦

乙　　●●●●

●●●●
●●●●　●●●●

契　約　条　項

第1章　　総則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下、「仕様書等」という。）に定める契約物品を納入期限までに、仕様書で指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、課税対象額に 110 分の 10 を乗じて算出した額である。

（納入期限及び納入場所）

第３条　納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

一　納入期限：頭書のとおり

二　納入場所：頭書のとおり

２　乙は、前項第１号記載の納入期限までに同項第２号記載の納入場所に契約物品を納入するものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙又は乙から債権を譲り受けた者が甲に対し、民法第 467 条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第２条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

３　第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　　乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

２　乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再

委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が５０パーセント以内の業務とする。

３　乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

４　乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

５　乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

６　甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

７　乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

８　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

９　再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が５０パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が１００万円以下である場合には、軽微な再委託として第２項から第６項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第６条　乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第７条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画の届出）

第８条　乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに納入の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

第２章　契約の履行

（監督）

第９条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

２　甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するも

のとする。
3　乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
4　監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
5　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（検査の申請、物品の納入等）
第１０条　乙は、契約物品を納入場所に納入（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、書面により検査の申請を行い、甲の指示を受けるものとする。
2　乙は、契約物品を納入するときは、書面により甲又は甲が指定する納入場所の局所の長に通知するものとする。
3　前項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する納入場所の局所の長又はそれぞれの指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に格納するものとする。
4　乙は、甲が指定する納入場所の局所に納入する契約物品については、甲の指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。
5　乙は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第３項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

（検査）
第１１条　甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により申請を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
2　甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を納入する前に、乙の製造工場又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。
3　甲は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
4　乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
5　乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
6　検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。
7　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
8　甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

（代品等に係る検査）
第１２条　乙は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第 13 条の規定により値引受領する場合及び第 19 条第 2 項の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、乙は、甲の要求があれば、甲の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れる

ことができないものとする。
２　前項の場合において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。
３　前条の規定は、第１項の代品の検査の場合に準用する。

（値引受領）
第１３条　甲は、第 11 条の規定による検査の結果、不合格となった物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（所有権及び危険負担の移転）
第１４条　契約物品の所有権は、第 11 条の規定による検査に合格し、甲が当該物品を受領したとき又は前条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第 19 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
２　前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
３　契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（代金の請求及び支払）
第１５条　乙は、契約物品を納入した場合において、甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項に定める適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。
　ただし、受理した支払請求書が不適当なため、甲が乙に差し戻した場合は、その差し戻した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間内に参入しない。
３　乙は、契約金額について前払いにより代金を請求するときは、甲に申出を行い、甲が認めた時は請求することができる。
４　甲は、前項の規定による請求があったときは第２項により支払うものとする。

（支払遅延利息）
第１６条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
３　甲が第 11 条第１項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）

第１７条　乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

２　乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

　また、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであると認められるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定による遅滞金のほかに、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

４　甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第１８条　乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）

第１９条　納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲が、物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第 17 条第２項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
4　甲は、第１項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第１項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 27 条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
5　甲は、第１項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。
6　甲は、物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後１年以内に乙に対して通知するものとする。
7　第１項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
8　第１項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された物品に、なお本条の規定を準用する。
9　履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第２０条　甲は、物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
2　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
3　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第２１条　甲並びに乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
2　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の催告による解除権）

第２２条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
一　乙が納入期限（第 17 条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
二　第 11 条の規定による検査に合格しなかったとき。
三　第 19 条第４項に該当するとき。

四　前３号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
五　この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（甲の催告によらない解除権）
第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
一　債務の全部の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
五　乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
六　乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
七　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
２　次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
一　債務の一部の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合）
第２４条　債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除権）
第２５条　甲は、第 22 条又は第 23 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（甲の損害賠償請求等）
第２６条　甲は、第 17 条第４項又は第 19 条第５項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
一　債務の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不

履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第２７条　乙は、第 22 条又は第 23 条の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

２　前項の規定による違約金のほかに、第 17 条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

３　第１項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）

第２８条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

３　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）

第２９条　乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第３０条　この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第５章　談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第３１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

二　前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第６章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第３３条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい

るとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第３４条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第３５条　乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
２　乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）
第３６条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第３７条　甲は、第 33 条、第 34 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 33 条、第 34 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第３８条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第７章　秘密の保全
（秘密の保全）
第３９条　甲は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用

してはならない。

第８章　雑則

（調査）

第４０条　甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする

（紛争の解決）

第４１条　甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（評価内容の担保）

第４２条　乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

（裁判所管轄）

第４３条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

売　買　契　約　書（案）

１　件　　名　　令和９年外国雑誌の購入

２　規格・仕様　　別紙内訳書のとおり

３　数　　量　　別紙内訳書のとおり

４　契約金額　　金　　円
（うちリバースチャージ対象の額　　円）
（うち消費税率10％に係る課税対象の額　　円）
（うち消費税率10％に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

５　履行期限　　令和１０年１月３１日

６　履行場所　　農林水産政策研究所

７　検査場所　　農林水産政策研究所

８　契約保証金　　免除

上記の品名について、支出負担行為担当官　農林水産政策研究所長　倉重　泰彦（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と、○○○○（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和９年●月●日

甲　　東京都千代田区霞が関３－１－１
支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長　　倉重　泰彦

乙　　●●●●

●●●●
●●●●　●●●●

契　約　条　項

第1章　　総則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下、「仕様書等」という。）に定める契約物品を納入期限までに、仕様書で指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、課税対象額に 110 分の 10 を乗じて算出した額である。

（納入期限及び納入場所）

第３条　納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

一　納入期限：頭書のとおり

二　納入場所：頭書のとおり

２　乙は、前項第１号記載の納入期限までに同項第２号記載の納入場所に契約物品を納入するものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙又は乙から債権を譲り受けた者が甲に対し、民法第 467 条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第２条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

３　第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　　乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

２　乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再

委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が５０パーセント以内の業務とする。

３　乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

４　乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

５　乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

６　甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

７　乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

８　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

９　再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が５０パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が１００万円以下である場合には、軽微な再委託として第２項から第６項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第６条　乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第７条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画の届出）

第８条　乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに納入の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

第２章　契約の履行

（監督）

第９条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

２　甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するも

のとする。
3　乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
4　監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
5　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（検査の申請、物品の納入等）
第１０条　乙は、契約物品を納入場所に納入（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、書面により検査の申請を行い、甲の指示を受けるものとする。
2　乙は、契約物品を納入するときは、書面により甲又は甲が指定する納入場所の局所の長に通知するものとする。
3　前項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する納入場所の局所の長又はそれぞれの指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に格納するものとする。
4　乙は、甲が指定する納入場所の局所に納入する契約物品については、甲の指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。
5　乙は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第３項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

（検査）
第１１条　甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により申請を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
2　甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を納入する前に、乙の製造工場又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。
3　甲は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
4　乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
5　乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
6　検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。
7　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
8　甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

（代品等に係る検査）
第１２条　乙は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第 13 条の規定により値引受領する場合及び第 19 条第 2 項の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、乙は、甲の要求があれば、甲の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れる

ことができないものとする。
２　前項の場合において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。
３　前条の規定は、第１項の代品の検査の場合に準用する。

（値引受領）
第１３条　甲は、第 11 条の規定による検査の結果、不合格となった物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（所有権及び危険負担の移転）
第１４条　契約物品の所有権は、第 11 条の規定による検査に合格し、甲が当該物品を受領したとき又は前条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第 19 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
２　前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
３　契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（代金の請求及び支払）
第１５条　乙は、契約物品を納入した場合において、甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項に定める適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。
　ただし、受理した支払請求書が不適当なため、甲が乙に差し戻した場合は、その差し戻した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間内に参入しない。
３　乙は、契約金額について前払いにより代金を請求するときは、甲に申出を行い、甲が認めた時は請求することができる。
４　甲は、前項の規定による請求があったときは第２項により支払うものとする。

（支払遅延利息）
第１６条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
３　甲が第 11 条第１項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）

第１７条　乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

２　乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

　また、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであると認められるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定による遅滞金のほかに、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

４　甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第１８条　乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）

第１９条　納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲が、物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第 17 条第２項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
4　甲は、第１項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第１項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 27 条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
5　甲は、第１項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 27 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。
6　甲は、物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後１年以内に乙に対して通知するものとする。
7　第１項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
8　第１項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された物品に、なお本条の規定を準用する。
9　履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第２０条　甲は、物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
2　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
3　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第２１条　甲並びに乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
2　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の催告による解除権）

第２２条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
一　乙が納入期限（第 17 条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
二　第 11 条の規定による検査に合格しなかったとき。
三　第 19 条第４項に該当するとき。

四　前３号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
五　この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（甲の催告によらない解除権）
第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
一　債務の全部の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
五　乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
六　乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
七　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
２　次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
一　債務の一部の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合）
第２４条　債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除権）
第２５条　甲は、第 22 条又は第 23 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（甲の損害賠償請求等）
第２６条　甲は、第 17 条第４項又は第 19 条第５項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
一　債務の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不

履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第２７条　乙は、第 22 条又は第 23 条の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

２　前項の規定による違約金のほかに、第 17 条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

３　第１項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）

第２８条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

３　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）

第２９条　乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第３０条　この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第５章　談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第３１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

二　前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第６章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第３３条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい

るとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第３４条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第３５条　乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
２　乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）
第３６条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第３７条　甲は、第 33 条、第 34 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 33 条、第 34 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第３８条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第７章　秘密の保全
（秘密の保全）
第３９条　甲は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用

してはならない。

第８章　雑則

（調査）

第４０条　甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする

（紛争の解決）

第４１条　甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（評価内容の担保）

第４２条　乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

（裁判所管轄）

第４３条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。